

ほほえみ

桐生厚生総合病院

(編集 院外広報編集委員会)

〒376-0024 群馬県桐生市織姫町6番3号
電話番号 0277-44-7171(代) FAX 0277-44-7170
URL <http://www.kosei-hospital.kiryu.gunma.jp/>

◇ 小児科の休日・夜間の時間外診療について

救急対策実務委員会 委員長 針谷 晃

◇ 第6回市民公開講演を開催します

地域医療連携室

◇ 口腔ケアハンドブックについて

歯科口腔外科診療部長 今井 正之

◇ 外来診療担当医表

地域医療連携室



《基本理念》

向学心と優しさに満ちた医療

《基本方針》

1. 私たちは、患者さんの人権を守り、患者さん中心の安全で優しさに満ちた医療を行うよう努めます。
2. 私たちは、日々研鑽し、患者さんに良質で高度の医療技術と医療サービスを提供するよう努めます。
3. 私たちは、地域中核病院として、他の医療機関との連携を推進し、地域医療のニーズに応えるよう努めます。
4. 私たちは、地域に密着した医療を提供し、地域住民の厚い信頼を得るよう努めます。

《患者さんの権利》

1. ひとりの人間として尊重され、安全で良質な医療を公平に受けることができます。
2. 治療内容、症状、経過などについて、わかりやすい言葉で納得できるまで説明を受けることができます。
3. 十分な情報提供に基づき、自らの自由意思で医療を選択し、決定することができます。
4. プライバシーが尊重され、診療上得られた個人の情報が保護されるすることができます。
5. 他の医師あるいは他の医療機関の意見（セカンドオピニオン）を聞くことができます。
6. 医療記録の開示を受けることができます。

《患者さんの責務》

1. 医師及び医療チームに対して、自らの情報を正確に伝え、適切な医療の実現に参加してください。
2. 院内では、他の方の権利を侵害せず、ルールをお守りください。
3. 研修医・看護学生など、これからの医療従事者の教育実習・研修を実施していますので、ご協力ください。

小児科の休日・夜間の時間外診療について

救急対策実務委員会 委員長 はりがや あきら
針谷 晃



広報等でご存知の方もいらっしゃると思いますが、桐生厚生総合病院では今年の8月から、小児の時間外診療の「新しい取り組み」を始めています。

今までは、地域中核病院として地域医療のニーズに応えるように、受診を希望される方をできる限り断らない方針で医療を行ってきました。時間外に来院する患者さんの診察や治療は、当直医が担当しております。ところが実際に時間外に来院する患者さんの中には比較的症状の軽い患者さんも多く、その対応に追われるために症状の重い患者さんの医療に支障が出るということが起こってきました。なかでも、時間外診療では小児の患者さんの割合が大きく、その多くが入院を必要としない症状の軽い方です。

また、当院では勤務する医師の数が年々減少しているために、当直をする回数が増え、当直医の疲弊が甚だしくなっています。現在のような過重な医師の勤務形態がこのまま続くと、病院医師の退職、大学病院からの医師の派遣の縮小・撤退の恐れもあります。

そのため、従来のような、受診を希望される全ての患者さんを受け入れることが困難になってきました。このような事情から、小児の時間外の患者さんについて、制限を設けることにいたしました。

症状を説明できないお子さんの突然の発熱など、ご家族がご心配になることも多いので、大変心苦しい選択ではありますが、当院の存続にかかわる緊急事態であり、ご理解・ご協力をお願いいたします。

熱が出た、咳が出る、下痢がある、などの症状はあるけれど比較的元気で水分もとれている、といった患者さんは、翌朝までお待ちになり、最寄りの医療機関を受診してください。ただし、緊急の対応の必要な患者さんについては、今まで同様対応いたしますので、ご安心ください。

<普段から準備すること>

実際には、患者さん自身やご家族では、症状が重いのか軽いのか分からない場合も多いと思います。特に小さいお子さんは、いつ症状が出るか分かりませんので、普段から、病気に対する準備をすることが必要です。

- 1) パンフレット「子どもの救急ってどんなとき？」の購入をお奨めします。

乳幼児期に起こりやすい症状の対処方法・観察のポイント・早期受診のポイントを分かりやすく記載したパンフレットを、群馬県医務課が県内の小児科の先生と協力をして作成しました。「しばらくようすをみて大丈夫」「早めに救急外来を受診」などに分けて、とてもわかりやすく読みやすい内容となっております。当院総合受付と夜間救急受付の2カ所で1部10円で購入できます。また、同様の内容を群馬県ホームページでも読むことができます。

群馬県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/>)の「トップページ」>「暮らし」>「福祉」>「子ども・青少年」>【子育て】子どもの救急ってどんなとき？



パンフレットの購入をお奨めします

- 2) 「こどもの救急」ホームページもご参考ください。

日本小児科学会が時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。

「こどもの救急」ホームページ(<http://www.kodomo-qq.jp/>)

<時間外の診療体制について>

時間外の診療については、以下のようにお願いいたします。

小児科診療の新しい取り組み

救急病院案内テレホン
☎22-0099 (24時間対応)

月曜日から金曜日までは…

日 中	○通常時間内での診療になります。
夜 間	17:30～19:30 ○救急病院案内テレホンの利用をご案内させていただきます。 ○「群馬子ども救急相談#8000番」の利用をご案内させていただきます。 *受診を勧められた場合は、厚生病院へご連絡ください。
夜間・深夜	19:30～22:30 ○「平日夜間急病診療所」へご紹介させていただきます。
深 夜	22:30～24:00 ○「群馬子ども救急相談#8000番」の利用をご案内させていただきます。 *受診を勧められた場合は、厚生病院へご連絡ください。
深夜・早朝	0:00～ 8:45 ○看護師による「電話相談」を行います。

土曜日は…

日 中	8:45～18:00 ○診療を行っている開業医へご紹介させていただきます。 ○かかりつけ医や最寄りの医院への受診をお願いします。
夜 間	18:00～19:30 ○救急病院案内テレホンの利用をご案内させていただきます。 ○「群馬子ども救急相談#8000番」の利用をご案内させていただきます。 *受診を勧められた場合は、厚生病院へご連絡ください。
夜間・深夜	19:30～22:30 ○「平日夜間急病診療所」へご紹介させていただきます。
深 夜	22:30～24:00 ○「群馬子ども救急相談#8000番」の利用をご案内させていただきます。 *受診を勧められた場合は、厚生病院へご連絡ください。
深夜・早朝	0:00～ 8:45 ○看護師による「電話相談」を行います。

日曜日・祝日は・年末年始は…

日 中	8:45～18:00 ○休日当番医へ紹介を行います。 ○群馬子ども救急相談も利用できます。
夜間・深夜	18:00～24:00 ○「群馬子ども救急相談#8000番」の利用をご案内させていただきます。 *受診を勧められた場合は、厚生病院へご連絡ください。
深夜・早朝	0:00～ 8:45 ○看護師による「電話相談」を行います。

1) 平日と土曜日の夜間 (19:30～22:30)

桐生市医師会の平日夜間急病診療所が開いており、医師会の小児科医による診察が受けられます。こちらを受診してください。



2) 土曜日の日中

診療している開業医への受診をお願いします。

3) 日曜・祝日の日中

桐生市医師会の休日当番医の受診をお願いします。

4) 毎日 夜間 24時まで

お子さんの病気の対処方法や応急処置などを電話で相談できる「群馬子ども救急相談」が利用できます。経験豊富な看護師等が対応しています。

電話相談で早急の受診を勧められた方は、当院で診察を受けることができます。ただし、受診する前には当院に電話をしてください。

電話相談

群馬子ども救急相談

#8000 番をご利用ください。

受付時間

月～土曜日 午後7時～午前0時

日曜、祝日 午前9時～午前0時

※ダイヤル回線、IP電話等をご利用の方は、携帯電話からおかけください。
※電話相談の通話料は有料となります。

群馬県医師課

※つながりにくい場合は03-3839-0886をご利用ください。

5) それ以外の時間帯

当院の看護師による「電話相談」を行っているので、当院に電話をしてください。

当院に直接来院された場合は、症状をお聞きしたうえで軽症の場合は、翌朝までお待ちいただくこととなります。



桐生厚生総合病院
44-7171

相談してね



「第6回 市民公開講演」を開催します。

マンモグラフィ・前立腺がん・子宮頸がんワクチンについて

平成22年度
がん診療連携拠点病院強化事業

第6回「市民公開講演」では、マンモグラフィ(乳がん検診)・前立腺がん・子宮頸がんワクチンについて、お話をいたします。
講演と質疑応答を交えながら行いますので、お誘い合わせのうえ、多数ご参加ください。

と き

平成22年11月27日(土)
14:00~16:00(開場13:30)

と ころ

桐生地域地場産業振興センター第2ホール(3階)
(280名収容)
※桐生市市民文化会館駐車場、または桐生厚生総合病院駐車場をご利用ください。

参 加 費

無料 参加自由
(事前申し込み不要)

プログラム



座 長 : ^{たかはし みつひろ}
高橋 満弘 (桐生厚生総合病院 放射線科診療部長)

講 演 1 : ^{させ ひろみ}
佐瀬 裕美 (桐生厚生総合病院 診療放射線技師)
「マンモグラフィの実際—乳がん検診と精密検査—」

講 演 2 : ^{とまる ゆきお}
登丸 行雄 (桐生厚生総合病院 泌尿器科診療部長)
「前立腺がんとはなに」

講 演 3 : ^{うえい たかとし}
上井 崇智 (桐生厚生総合病院 泌尿器科診療部長)
「前立腺がんの治療」

講 演 4 : ^{かがみ いっせい}
鏡 一成 (桐生厚生総合病院 産婦人科診療部長)
「子宮頸がんワクチンについて」

質疑応答

問い合わせ先

桐生厚生総合病院 地域医療連携室 TEL0277-44-7150 (問い合わせ時間: 平日 8:45~17:30)
相談支援センター TEL0277-44-7165 (問い合わせ時間: 平日 9:00~16:00)

主催: 桐生厚生総合病院

第1回~第5回の市民公開講演の資料が、当院ホームページ
(<http://www.kosei-hospital.kiryu.gunma.jp/>)でご覧になれます。



口腔ケアハンドブックについて

歯科口腔外科

いまい まさゆき
今井 正之



1. 口腔ケアの目的

高齢社会を迎え、急増する要介護高齢者の QOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）の向上を目指した生活支援が必要となり、口腔領域では口腔ケアの実践が大変重要になっています。

口腔ケアの目的は、口の中を清潔にするだけでなく、歯や口の疾患を予防し、口腔の機能を維持することにあります。また、口腔ケアは、QOL の向上のみならず誤嚥性肺炎などの全身疾患の予防、全身の健康状態の維持・向上にもつながります。

2. 口腔ケアの分類

口腔ケアは、大きく分けて「専門的口腔ケア」と「システム化した口腔ケア（普及型口腔ケア）」に分類されます（表 1）。従来から、要介護高齢者

表 1 口腔ケアの分類（角 ほか、2002 改変）

	専門的口腔ケア	普及型口腔ケア
施行者	歯科医師、歯科衛生士	介護者、看護師
使用器具	多種多様な口腔ケア用品 (歯間ブラシ、フロスなど専門的なもの)	わずかな数のシンプルな口腔ケア用品
使用技術	高度な知識と技術	マニュアル化された単純な技術
普遍性、普及性	小さい	大きい

の口腔ケアは、口腔の専門家である歯科医師や歯科衛生士が、口腔内を診察したうえで各個人に適したオーダーメイドの口腔ケアを行うことが望ましいと考えられてきました。これが「専門的口腔ケア」です。しかし、現実には多くの現場で介護者や看護師が、全身的なケアに加え、口腔ケアにも関与しているのが現状です。他人の口の中を清潔にすることは、介護のなかでも難しい技術の一つと考えられているにもかかわらず、介護者・看護師の人員的・時間的な制約、知識・技術・安全性の問題、要介護高齢者の協力が得られないなどにより、口腔ケアを適切に行うことは困難です。口腔内の清掃方法についてもそれぞれの



施設や病院の現場で経験的に、あるいは慣例的に行われているのみで、系統だった方法が十分に普及しにくい現実があります。「普及型口腔ケア」は、このような現状を改善するためのものであり、自分で口腔清掃が困難な要介護高齢者に対して、一般の介護者が行う簡単かつ、安全で効果的な「標準化」された口腔ケア法と定義づけされています。

3. 口腔ケアハンドブックの作成

介護者・看護師が行う普及型口腔ケアには、マニュアル化が必須とされています。そこで普及型口腔ケアの基本コンセプト（表 2）に基づき、当院では今年の 5 月から、院内用に「口腔ケアハンドブック」を作成し、従来から病棟で行われてきた口腔ケアの「標準化」の再確認をすることとしました。

普及型口腔ケアは、最低 1 日 1 回行うことが原則であり、これを補うために、歯科医師、歯科衛生士による専門的口腔ケアを週に最低 1 回行えば、十分な口腔衛生管理ができると考えられています。

介護施設や歯科を併設しない病院では、なかなか口腔ケアが普及しない理由として、上述の口腔ケアの分類がされていない（区別する考えがない）、その施設での普及型口腔ケアのマニュアルがないことなどが、原因の一つであるといわれています。

表 2 普及型口腔ケアの基本コンセプト（角 2003）

1	簡単	誰でも短時間で出来る
2	安全	誤嚥などの危険が少ない
3	省力	介護負担の軽減
4	有効	確実な効果
5	普遍性	誰が行っても同様の有効性
6	経済性	誰でも実施できる費用
7	1 口腔単位	口全体をきれいにする



地域医療連携室で配布しております。ご利用ください！

口腔ケアの最前線にいる当院の看護師のアンケートでは、31 人中 31 人から「役に立った」と回答がありました。

参考文献

- 1) 角 保徳、道脇幸博、他：介護者の負担軽減を目指す高齢者・要介護者の口腔ケアシステムの有効性。老年歯学、16：366-371、2002。
- 2) 角 保徳：高齢者への口腔ケア、歯科衛生士、27（6）：60、2003。

（※外来診療担当医表はホームページ内で公開していますので省略いたしました。）